東京未来大学研究紀要　2010年　第3号　pp.45-55

「言葉」に着目した「幼保小連携」に関する研究の意義

―教育政策の動向から―

末藤　美津子

The Purpose of Studies on the Articulation from Linguistic Perspectives:
Based on the Analysis of Educational Policies

Mitsuko Suefuji

要約

幼保小連携の問題を検討するには、幼稚園・保育所と小学校との連携のあり方、ならびに幼稚園と保育所との連携のあり方にそれぞれ目を向ける必要があるが、本共同研究は、さしあたり前者の連携に限定し、そのなかでも幼小連携の問題から取り組んでいくこととする。幼稚園と小学校との連携を図ることは、これまでにもさまざまな形で行われてきている。だが、実際には、行事を通じての子どもたちの交流や保育参観・授業参観をきっかけとした教職員の情報交換などにとどまり、学びの接続にまでは至っていないものが少なくない。そこで、本共同研究は、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るには、学びの接続を明らかにすることが必要であると考え、言葉に着目することによって指導内容の連続性を見ていく。こうした本共同研究の意義を、教育政策の動向に照らして明らかにすることが、本稿のねらいである。

キーワード

教育基本法、学校教育法、学習指導要領、幼稚園教育要領、PISA

1. はじめに

幼保小連携をめぐっては、すでに多くの研究や実践が行われてきている。そうした研究や実践の流れを概観してみると、幼稚園・保育所と小学校との連携のあり方に焦点を当てたものと、幼稚園と保育所との連携のあり方[1]に目を向けたものとに大別できる。また、前者の幼稚園・保育所と小学校との連携をめぐっては、幼稚園と小学校との連携のみを扱うもの[2]と、幼稚園のみならず保育所も視野に入れて小学校との連携を扱うもの[3]とがある。近年の研究動向としては、幼小連携に焦点を当てたものが圧倒的に多い。こうした動きも踏まえ、本共同研究は、さしあたり幼稚園・保育所と小学校との連携のあり方を検討することとし、そのなかでも幼小連携の問題から取り組んでいくこととする。

これまでの幼小連携の取り組みについては、「まず、幼児・児童の交流からはじまり、次に、教員同士の研修やティーム・ティーチング、人事交流が行われ、最後に教育課程が編成されるという流れになっている」と指摘されている[4]。だが、現状としては、「『交流』活動は従来より比較的さかんに行われてきたが、『教育課程をつなぐ』という意味での『接続』の活動は理念的なものにとどまっており、具体的方策の提示は数少ない」とも言われている[5]。こうしたなかにあって、たとえば、東京都中央区立有馬幼稚園・小学校[6]、滋賀大学教育学部附属幼稚園・小学校[7]、鳴門教育大学学校教育学部附属幼稚園・小学校[8]、お茶の水女子大学附属幼稚園・小学校[9]などにおける実践は、幼稚園と小学校の教育課程をつなぐ試みとしてよく知られている。

幼小連携における教育課程の接続を目指した先進的な取り組みを踏まえ、本共同研究では、言葉に着目することによって指導内容の連続性を見ていく。言うまでもなく、言葉は子どもたちの保育や教育の基盤となるものであり、近年は国際的な学力調査の結果分析などを通して、子どもたちの言語能力がさまざまな視点から注目を集めている。その意味でも、言葉に着目して幼小連携のあり方を検討していくことは、連携の質を問うことにもなる。

こうした本共同研究の意義を、教育政策の動向に照らして明らかにすることが､本稿のねらいである。具体的には、まず、中教審答申、教育基本法の改正、学校教育法の改正、学習指導要領の改訂、幼稚園教育要領の改訂などを取り上げ、幼小連携が教育政策としてどのように論じられてきたかを見ていく。次に、国際学力調査（PISA）や教育課程実施状況調査などの結果を受け、言語能力への注目が高まり、その育成をめぐってどのような教育政策がとられてきたかを整理する。そのうえで、子どもたちの保育や教育にかかわる新たな動きの中での本共同研究の位置づけを明確にしたい。

2.「幼小連携」への注目

（1）幼稚園教育要領と小学校学習指導要領の改訂

幼稚園教育要領[10]および小学校学習指導要領[11]について、1998（平成10）年12月に公示されたものと2008（平成20）年3月に公示されたものとを対比しながら、幼小連携をめぐる文科省の見解を見ていこう。

【1998年版・幼稚園教育要領】

第3章　指導計画作成上の留意事項
1　一般的な留意事項
（8）幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

【1998年版・小学校学習指導要領】

第1章　総則
第5　指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
2　以上のほか、次の事項に配慮するものとする。
（11）開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間や幼稚園、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。

【2008年版・幼稚園教育要領】

第3章　指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項
第1　指導計画の作成に当たっての留意事項
1　一般的な留意事項
（9）幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。
2　特に留意する事項
（5）幼稚園教育と小学校との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

【2008年版・小学校学習指導要領】

第1章　総則
第4　指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
2　以上のほか、次の事項に配慮するものとする。
（12）学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別

支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

新旧の幼稚園教育要領を比べてみると、「幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し」という文言はどちらにも共通しており、幼小の接続の重要性は旧幼稚園教育要領においても意識されていたことがわかる。一方、新しい幼稚園教育要領には、「幼稚園教育と小学校との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること」が新たに付け加えられている。つまり、幼稚園から小学校への移行を滑らかなものとするには、行事を通した子どもどうしの交流や、情報交換や保育参観・授業参観を通した教員どうしの交流などで、両者の連携を図ることが必要不可欠であると提言されているのである。

一方、新旧の小学校学習指導要領を対比すると、1998年版の小学校学習指導要領では、「小学校間や幼稚園、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに」となっているのに対し、2008年版の小学校学習指導要領では、「小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに」となっている。2007（平成19）年から開始された特別支援教育にからむ学校種の名称変更が反映され、連携や交流の対象として新たに保育所が付け加えられたことにも留意すべきであろう。

いずれにしても、幼稚園教育要領においては、幼小の接続から連携へという流れが明確に打ち出されてきたことが読み取れる。こうした変化の背景を、中教審答申などを手がかりに見ていきたい。

（2）中教審答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について―子どもの最善の利益のために幼児教育を考える―」（2005年1月28日）

2003（平成15）年5月、文部科学大臣から「今後の初等中等教育改革の推進方策について」の諮問を受けた中央教育審議会は、義務教育制度に接続するものとしての幼児教育のあり方について審議するため、同年10月に初等中等教育分科会のもとに幼児教育部会を設置した。ここでの審議を踏まえ、2004（平成16）年10月には「中間報告」が公表され、さらなる審議を経て、2005（平成17）年1月にまとめられたのが、「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について―子どもの最善の利益のために幼児教育を考える―」[(12)]である。

この答申では、幼児期を生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期ととらえ、子どもの最善の利益という視点から小学校就学前のすべての幼児に対する教育のあり方を提唱している。具体的には、社会の急激な変化に伴い、地域や家庭の教育力が低下していることから、幼稚園などの幼児教育機能を拡大していくことが求められているとし、「家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進」ならびに「幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実」という二つの方向性を示した。この後者の方向性のうち、「発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実」という考え方が、まさに幼小連携と重なってくる。

また、幼児教育の充実のための具体的方策として七つの重点施策を提言し、その二番目に「発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実」を挙げている。ここでは、幼稚園のあとに続く小学校教育との連携・接続の問題と幼稚園に入る前の3歳未満の幼児の幼稚園への接続の問題が取り上げられており、

前者の幼小連携に関しては、「教育内容における接続の改善」「人事交流の推進、奨励」「『幼小連携推進校』の奨励、幼小一貫教育の検討」の三つが具体的施策として示されている。

なかでも、「教育内容における接続の改善」としては、小学校入学前の5歳児が、教師の援助の下で、一つの課題を子どもどうしで協力して解決していく、「協同的な学び」に取り組むことを推奨している。また、「遊びの中での興味や関心に沿った活動から、興味や関心を生かした学びへ、さらに教科等を中心とした学習へのつながりを踏まえ」た取り組みの必要性も挙げている。加えて、学校教育法第1条における学校種の規定の順序について、発達の連続性にかんがみ、幼稚園の位置づけを見直すべきことも示唆している。

以上のように、「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について―子どもの最善の利益のために幼児教育を考える―」は、「遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動」から「教科学習が中心の小学校以降の教育活動」への円滑な接続を図るための具体的な施策が、幼稚園の側から提言されたものととらえることができる。

(3) 中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」(2005年10月26日)

中央教育審議会は、「今後の初等中等教育改革の推進方策について」(2003年5月)、「地方分権時代における教育委員会の在り方について」(2004年3月)、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(2004年10月) の三つの諮問を受けて、義務教育のあり方について集中的な審議を行うため、2005年2月、総会直属の部会として義務教育特別部会を設置した。この部会での審議経過は「審議経過報告」に記されており、それらを踏まえて、2005年10月26日にまとめられたのが、「新しい時代の義務教育を創造する」[13]である。

この答申は、新しい時代の義務教育のあり方について総合的な展望を描くことを目指したもので、義務教育の質を保証するための国家戦略の一つとして、「教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証する」ことを挙げている。そのための方策として、「義務教育の目標の明確化」「教育内容の改善」「義務教育に関する制度の見直し」の三つが提唱され、義務教育の前と後の学校種との連携・接続についても論じられている。

幼小連携をめぐっては、「教育内容の改善」のところで、「家庭教育や幼児教育との連携を図り、基本的な生活習慣を確立し、学ぶ意欲を高めるため、幼児教育と小学校教育との連携を図ることが重要である」と記されている。また、「義務教育に関する制度の見直し」のところでは、「幼稚園の保育内容の改善充実や預かり保育の拡充、幼稚園と小学校の教育課程の連携、幼稚園と保育所との連携、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の実現を図ることも重要である」と指摘されている。

こうしたことを踏まえると、「新しい時代の義務教育を創造する」においては、義務教育の質の保証という視点から、幼稚園の教育課程から小学校の教育課程への滑らかな接続と連携の必要性が説かれていると理解できる。

(4) 教育基本法の改正 (2006年12月22日)

1947 (昭和22) 年3月31日に制定され、戦後の日本の教育の指針となってきた教育基本法[14]が2006 (平成18) 年12月22日に、約60年ぶりに改正された。新しい教育基本法の前文には、「公共の精神を尊び」「伝統を継承し」といった文言が、第2条の教育の目標には、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」という文言が新たに付け加えられた。いずれも旧教育基本法には見られなかった文言で、道徳的な意味合いが込められたものと言えよう。

幼小連携にかかわるものとしては、まず、第11条の（幼児期の教育）として、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない」、といった条文が盛り込まれたことが挙げられる。幼児期の教育の重要性にかんがみ、それを推進すべきことがうたわれているのである。

また、第6条第2項の（学校教育）のところには、「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」と記されている。子どもの「発達に応じ」た「体系的」「組織的」な教育の実施が望まれていることから、幼稚園と小学校の関係に照らしてみると、まさに、幼稚園教育から小学校教育への円滑な接続が求められているものと解釈できる。

いずれも旧教育基本法にはなかった条文であり、前者では幼児教育の大切さが改めて確認され、後者では発達の連続性を踏まえた幼小の円滑な接続が提唱されたと、とらえることができよう。

（5）中教審答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」（2007年3月10日）および学校教育法の改正（2007年6月27日）

2007年2月6日に中央教育審議会は、文部科学大臣から教育基本法の改正を踏まえて緊急に必要とされる教育制度の改正についての審議要請を受け、約1ヵ月間の集中的な審議を経て、2007年3月10日に、「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」[15]をまとめた。この答申では、学校教育法の改正、教育職員免許法等の改正、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の三つが取り上げられている。この中で、幼小連携とかかわりがあるのは学校教育法の改正である。

先に紹介したように、改正教育基本法の第6条第2項では、「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」と規定された。これを踏まえて、幼稚園から小・中・高等学校、大学などのそれぞれの学校種の目的や目標を、学校教育全体の体系性に照らして見直す必要があることを、この答申は指摘している。

幼稚園については、その目的として、「義務教育以後の教育の基礎が培われ、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるよう、幼児期の特性に配慮しつつ、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するといった趣旨を規定すること」が求められている。幼稚園の目的として、幼稚園卒園後に続く小学校以降の教育全体との体系性に留意すべきことが説かれており、そこには、言うまでもなく、幼稚園と小学校の円滑な接続を図るべきことも含まれている。

また、こうした幼稚園の目的の見直しに伴い、「小学校以降の教育との発達や学びの連続性が明確となるよう、学校種の規定順について幼稚園を最初に規定すること」も提言されている。旧学校教育法[16]の第1条の（学校の定義）では、「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする」となっていた規定順を変えて、幼稚園を最初にもってくるよう述べているのである。

この答申を受けて、2007年6月27日に改正された学校教育法[17]の第1条の（学校の範囲）では、「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」と規定されている。子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、学校教育全体の体系性

に配慮した結果として、幼稚園があらゆる学校種の最初に置かれたのである。幼小連携を後押ししていく環境が整えられたと理解できよう。

（6）中教審答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（2008年1月17日）

中央教育審議会においては、2003年5月に文部科学大臣から「今後の初等中等教育改革の推進方策について」の包括的な諮問を受け、学習指導要領の実施状況の検証を続けてきた。また、2005年2月には、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などとともに、国の教育課程の基準全体の見直しを要請された。

こうした要請を受け、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会は、2006年2月13日には「審議経過報告」を、2007年11月7日には「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」を公表した。審議会は、この「審議のまとめ」について、ヒアリングを実施したり、パブリック・コメントを求めたりして、さらなる審議を重ね、2008年1月17日に、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」[18]をまとめた。

この答申では、学習指導要領の改訂を踏まえ、教育課程の基本的な枠組みを改善すべきことが提起されている。具体的には、「小・中学校の教育課程の枠組み」「高等学校の教育課程の枠組み」「学校週5日制の下での土曜日の活用」とならんで、「発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続」にも改善が求められている。つまり、幼稚園から高等学校までのすべての学校段階を通じての教育の質の保証という観点から、各学校段階がそれぞれの役割を十分に果たすことのみならず、幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校という、異なる学校段階間の円滑な接続が必要とされ、そのために特別な配慮や工夫が望まれているのである。

幼小連携に関しては、「幼稚園教育は、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、規範意識、思考力、豊かな感性と表現力等の芽生えを養うなど、義務教育及びその後の教育の基礎を培う上で重要な役割を担っている」とする改正学校教育法の規定に則り、以下のような提言がなされている。「まず、幼児教育と小学校教育の接続については、幼児教育では、規範意識の確立などに向けた集団とのかかわりに関する内容や小学校低学年の各教科等の学習や生活の基盤となるような体験の充実が必要である。他方、小学校低学年では、幼児教育の成果を踏まえ、体験を重視しつつ、小学校生活への適応、基本的な生活習慣等の確立、教科等の学習への円滑な移行などが重要であり、いわゆる小1プロブレムが指摘される中、各教科等の内容や指導における配慮のみならず、生活面での指導や家庭との十分な連携・協力が必要である」。

近年、小学校に入学したばかりの1年生が、落ち着いて教師の話を聞こうとせず、友達と騒いだり教室を歩き回ったりして、授業が成立しなくなる、いわゆる「小1プロブレム」が問題視されている。伸び伸びとした幼稚園から決まりごとの多い小学校への生活環境の急激な変化に、子どもが戸惑うことが一つの原因と考えられている。こうした問題への対応としてこの答申では、幼稚園においては、小学校入学後に必要とされてくる、個と集団との関係性の構築や教科学習の基礎となるような体験を積むことが、何よりも重要であるとみなしている。そのうえで、「幼稚園における教育の成果が小学校につながっていくことが大切であることから、教師が意見交換などを通して幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深めたり、幼児と児童が交流するなど、小学校との連携や交流を図る」ことを提言して

いる。

以上のように、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」では、幼小の連携を深め、幼小の円滑な接続を図るべきことを、教育の質の保証という観点から論じている。この答申を受けて、幼稚園教育要領と小学校学習指導要領は改訂され、とりわけ、新幼稚園教育要領は、以前のものに比べ、幼小連携の取り組みに一層の配慮を求める内容となった。

3.「言語能力」への注目

(1) 文科省「読解力向上プログラム」(2005年12月)

教育政策の動向を整理することにより、幼小連携の推進が教育の質の保証に深くかかわるものであることが明らかになった。そうであるならば、なおのこと、幼小連携を、行事や情報交換や保育参観・授業参観などを通じての子どもや教職員たちの交流にとどめるのではなく、幼稚園教育と小学校教育の双方の教育の質の向上という視点から吟味する必要があろう。

近年、日本の教育界では、教育の質の保証の問題は、学力調査の結果と結びつけて論じられる傾向がある。具体的には、いくつかの国際学力調査の結果を踏まえ、日本の子どもたちの「低学力」がさまざまな立場から批判されている。たとえば、OECDのPISA調査や、国際教育到達度評価学会（IEA）のTIMSS調査の結果からは、日本の子どもたちの学力は、総じて国際的に上位にあるものの、読解力や記述式の問題に課題があることや、成績中位層が減り、低位層が増加していることなどの低下傾向が指摘されている。また、国立教育政策研究所が実施する教育課程実施状況調査においても、基礎的・基本的な知識・技能の習得を中心に一定の成果が認められる一方で、国語の記述式の問題の正答率が低下していることなどが課題として挙げられている。

読解力に関しては、PISA調査では、8位（2000年）、14位（2003年）、15位（2006年）と順位が低下していることから、文科省もさまざまな対応策を講じており、2005年12月には、「読解力」を育成するという目的で、「読解力向上プログラム」[19]を発表している。ここでは、OECDの定義にしたがい、PISA型「読解力」を、「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれた文章や資料を理解し、利用し、熟考する能力」ととらえ、学校が取り組むべき三つの重点目標を挙げている。それは、「テキストを理解・評価しながら『読む力』を高める取組の充実」「テキストに基づいて自分の考えを『書く力』を高める取組の充実」「様々な文章や資料を読む機会や、自分の意見を述べたり書いたりする機会の充実」である。読解力の向上ということで、従来の施策である「『朝の読書』などの読書活動の推進」に引き続きこだわりながらも、「読む力」とともに「書く力」にも目を向け、「自分の意見を述べたり書いたりする」ことを重視しようとしている。従来の読解力からPISA型「読解力」へと施策の転換を図ろうとしている、文科省の姿勢が垣間見える。

この「読解力向上プログラム」では、「各学校において、子どもたちのPISA型『読解力』を向上させるためには、教科国語の指導のみならず、各教科及び総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じ、『考える力』を中核として、『読む力』『書く力』を総合的に高めていくことが重要である」と指摘されている。しかも、こうした考え方が、学習指導要領の改訂をめぐる議論に反映されつつあることも記されている。

(2) 中教審答申から学習指導要領の改訂へ

学習指導要領の改訂にからむ中教審答申としては、「新しい時代の義務教育を創造する」と「幼稚園、

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」を挙げることができる。この二つの答申の中で、「言語能力」がどのように論じられているかを見ていきたい。

まず、「新しい時代の義務教育を創造する」[20]においては、学習指導要領の改訂にあたっての基本的な考え方が以下のように述べられている。「これからの社会においては、自ら考え、頭の中で総合して判断し、表現し、行動できる力を備えた自立した社会人を育成することがますます重要となる。したがって、基礎的な知識・技能を徹底して身に付けさせ、それを活用しながら自ら学び自ら考える力などの『確かな学力』を育成し、『生きる力』をはぐくむという基本的な考え方は、今後も引き続き重要である」。

21世紀の知識基盤社会において求められる学力としては、「習得型の教育」によって育成される基礎的な知識・技能とならんで、「探求型の教育」によって育成される自ら学び自ら考える力が必要であるとしている。そのうえで、「確かな学力」や「生きる力」をはぐくむため、「国語力はすべての教科の基本となるものであり、その充実を図ることが重要である」と述べている。「習得型の教育」であれ「探求型の教育」であれ、すべての学習の基本として「国語」を位置づけ、言語能力の育成を学力の基盤ととらえていることがうかがえる。

次に、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」[21]では、学習指導要領改訂の基本的な考え方として、以下の六つが挙げられている。「①『生きる力』という理念の共有」「②基礎的・基本的な知識・技能の習得」「③思考力・判断力・表現力等の育成」「④確かな学力を確立するために必要な授業時間数の確保」「⑤学習意欲の向上や学習習慣の確立」「⑥豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実」。

なかでも、②を基盤とした③、⑤、⑥が重要とされ、③の思考力・判断力・表現力等の育成にとっては、「体験から感じ取ったことを表現する」「事実を正確に理解し伝達する」「概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする」「情報を分析・評価し、論述する」「課題について、構想を立て実践し、評価・改善する」「互いの考えを伝えあい、自らの考えや集団の考えを発展させる」ことが不可欠であるという。しかも、「これらの学習活動の基盤となるものは、数式などを含む広い意味での言語であり、その中心となるのは国語である」と述べられている。学習指導要領の改訂において、PISA型の「読解力」を念頭に置いた言語能力の育成が、強く意識されていたと言えよう。加えて、「思考力・判断力・表現力等の基盤となる言語の能力の育成に当たっても、発達の段階に応じた指導が重要である」というように、発達段階に応じた言語能力の育成が大切であることも指摘されている。

4. おわりに

近年の教育政策においては、21世紀の知識基盤社会を担う子どもたちに必要とされるものとして「生きる力」を掲げ、学校教育全体を通じて、この「生きる力」をはぐくむことを目指している。そのため、あらゆる学校段階における教育の質の保証を重視するとともに、異なる学校段階をつないだ形での教育の質の保証も求めている。幼小連携への注目は、こうした教育の質保証の流れに沿うものである。「小1プロブレム」への対応策としての意味合いも、この文脈の中でとらえることができる。

一方、「生きる力」をめぐってはさまざまな議論が展開されており、OECDがPISA調査の概念的な枠組みとして用いた「キー・コンピテンシー」との対比なども行われている。「キー・コンピテンシー」とは、一言で言うならば、「社会的に異なる人間が

一定の知識や技能などを共有し合い、活用し合い、他人と折り合いをつけながら協同する能力」のことである[22]。文科省は、「生きる力」を「キー・コンピテンシー」に重ね合わせ、「生きる力」をはぐくむことをこれからの時代の学校教育の目標と位置づけている。この目標のもと、学校教育においては、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学習意欲の向上」が図られている。なかでも、新しい時代に必要とされる「思考力・判断力・表現力等」を育成するには、言語を基盤とする多彩な学習活動が不可欠となることから、言語能力への注目が高まってきている。

「言葉」に着目した「幼保小連携」に関する研究を進めている本共同研究は、教育の質の保証という近年の教育政策の動向を踏まえたものである。今後は、言葉の指導を手がかりに、具体的な指導内容の連続性にまで踏み込んだ幼小の連携のあり方を探っていきたいと考えている。

注

(1) 幼稚園と保育所との連携とは、幼保一元化や幼保一体化と呼ばれるものをさす。近年の研究のなかには、幼保連携の新しい施設である「認定こども園」を扱った以下のような論文も散見される。宮田徹「富山県における“幼保一元化”の動向と課題」『富山短期大学紀要』第42号、2007年、1－16頁。五十嵐敦子「幼保一元化への動きをめぐる問題」『白鷗大学教育学部論集』第1号 第1巻、2007年、87－100頁。瓜生淑子・川端美沙子「認定こども園成立と幼稚園・保育所制度」『奈良教育大学紀要』第57巻第1号、2008年、81－94頁。八幡（谷口）彩子・福田真奈美「熊本県における幼保一元化へ向けた現状と課題」『熊本大学教育学部紀要』第57号、2008年、61－68頁。

(2) 幼小連携を論じた論文の数は膨大で、ここでその動向を紹介することは難しいが、理念や意義を論じたものとしては、以下のような論文を挙げることができる。無籐隆「幼小連携について考えておくべきこと」『幼年教育研究年報』第26巻、2004年、1－9頁。荒松礼乃「『幼小連携』の意義についての考察」『千葉明徳短期大学研究紀要』第28号、2007年、55－64頁。林浩子「幼小の交流活動から見えてくるもの―幼小連携におけるもう一つの意味―」『保育学研究』第45号 第2巻、2007年、175－182頁。田中亨胤「幼小連携教育カリキュラムの構築―カリキュラム実践のストラテジーと評価プロット・モデル―」『京都文教短期大学研究紀要』第47号、2008年、60－66頁。また、教科とのつながりを意識した具体的な実践としては、以下のような論文を挙げることができる。鈴木由美子他「科学的思考を育成するための幼小連携の在り方について」『広島大学　学部・附属学校共同研究機構研究紀要』第35号、2007年、29－36頁。藤江康彦「生活科における異年齢交流活動の意味：幼小連携の視点から」『関西大学文学論集』第56号第3巻、2007年、85－110頁。三村真弓他「幼・小連携の音楽カリキュラム開発の基礎的研究（1）」『広島大学　学部・附属学校共同研究機構研究紀要』第36号、2008年、95－100頁。三村真弓他「幼・小連携の音楽カリキュラム開発の基礎的研究（2）」『広島大学　学部・附属学校共同研究機構研究紀要』第37号、2009年、145－150頁。

(3) 幼稚園・保育所と小学校との連携を扱ったものとしては、以下のような論文がある。上野ひろ美「保幼小連携の課題に関する考察」『教育実践総合センター研究紀要』No.16、2007年、109－122頁。木山徹哉他「新入児童の状況と

保・幼・小連携の課題―福岡県行橋市の小学校教員を対象とした質問紙調査の分析を中心に―」『九州女子大学紀要』第44号3号、2008年、31－49頁。佐久間路子他「小平市における保幼小連携の課題を探る―小学校1年生担任教諭対象の調査から―」『白梅学園短期大学　教育・福祉研究センター研究年報』No.13、2008年、66－77頁。木山徹哉他「保育者の年長児に対する現状認識と保・幼・小連携への対応―質問紙調査の分析を中心に―」『九州女子大学紀要』第45巻1号、2008年、35－57頁。善野八千子「保幼小連携の課題解決に向けた考察」『奈良文化女子短期大学紀要』第39号、2008年、57－68頁。小山優子「保幼小連携実践の意義と課題」『島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要』Vol.47、2009年、9－16頁。

(4) 文部科学省「幼児教育と小学校教育との連携・接続について」『中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育部会（第14回：2004年5月31日）議事録・配布資料』、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/008/siryo/04062301/003.htm、2009年12月21日。

(5) 横井紘子「幼小連携における『接続期』の創造と展開」『お茶の水女子大学子ども発達教育センター紀要』第4号、2007年、46頁。

(6) 秋田喜代美・東京都中央区立有馬幼稚園小学校『幼小連携のカリキュラムづくりと実践事例―子どもが出会う教師がつなげる幼小連携3年の成果』小学館、2002年。

(7) 滋賀大学教育学部附属幼稚園『学びをつなぐ―幼小連携からみえてきた幼稚園の学び』明治図書、2004年。

(8) 佐々木宏子・鳴門教育大学附属幼稚園『なめらかな幼小の連携教育―その実践とモデルカリキュラム』チャイルド社、2004年。

(9) お茶の水女子大学附属幼稚園・小学校『子どもの学びをつなぐ―幼稚園・小学校の教師で作った接続期カリキュラム』東洋館出版、2006年。および、お茶の水女子大学附属幼稚園・小学校・中学校・子ども発達教育研究センター『「接続期」をつくる―幼・小・中をつなぐ教師と子どもの協同』東洋館出版、2008年。

(10) 文部科学省「幼稚園教育要領　新旧対照表」『新しい学習指導要領』、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/you/you2.pdf、2009年9月25日。あるいは、文部省『幼稚園教育要領』1998年、文部科学省『幼稚園教育要領』2008年。

(11) 文部科学省「小学校学習指導要領　新旧対照表」『新しい学習指導要領』、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/syo2.pdf、2009年9月25日。あるいは、文部省『小学校学習指導要領解説　総則編』1999年、文部科学省『小学校学習指導要領』2008年。

(12) 文部科学省「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」『中央教育審議会』、2005年1月28日、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013102.htm、2009年9月25日。

(13) 文部科学省「新しい時代の義務教育を創造する」『中央教育審議会』、2005年10月26日、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05102601.htm、2009年9月25日。

(14) 文部科学省「改正前後の教育基本法の比較」『教育基本法資料室へようこそ！』http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/index.htm、2009年9月25日。

（15）文部科学省「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」『中央教育審議会』、2007年3月10日、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/07031215.htm、2009年9月25日。

（16）白石裕他編『2006年度版　必携　学校小六法』協同出版、2005年、などに所収。

（17）杉原誠四郎監修『2010年度版　必携　学校小六法』協同出版、2009年、などに所収。あるいは、「学校教育法」2007年6月27日、http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO026.html、2009年9月25日。

（18）文部科学省「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」『中央教育審議会』、2008年1月17日、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1216828_1424.html、2009年9月25日。

（19）文部科学省「読解力向上プログラム」、2005年12月、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku/siryo/05122201/014/005.htm、2009年9月25日。

（20）（13）と同じ。

（21）（18）と同じ。

（22）福田誠治『全国学力テストとPISA―いま学力が変わる―』アドバンテージサーバー、2007年、28頁。

本稿は、平成20年度・21年度学内共同研究の成果の一部をまとめたものである。